

## 入札説明資料一覧

(八代労働基準監督署ほか11施設の警備業務委託)

1	入札説明書	1部
2	入札説明書別紙	
①	-1誓約書	1部
①	-2役員等名簿及び照会承諾書	1部
①	-3自己申告書	1部
②	紙入札方式参加申請書	1部
③	-1入札書	1部
③	-2入札書（再度入札用）	1部
③	-3内訳書	1部
③	-4内訳書（再度入札用）	1部
④	委任状	1部
3	仕様書	1部
4	契約書（案）	1部

熊本労働局

## 入札説明書

熊本労働局

熊本労働局所管の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この説明書の定めるところによる。

### 1 競争に付する事項

- (1) 調達件名 令和8年度 八代労働基準監督署ほか11施設の警備業務委託（機械警備）
- (2) 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 仕様等 別添「仕様書」のとおり
- (4) 入札方法 入札書に記載する金額は、仕様書の内容を全て履行するにあたり必要となる費用一式とし、全庁舎の合計額を見積るものとする。

また、新設する機械警備システム設置に要する費用、契約日から新設する機械警備システムの設置完了までの期間における機械警備に代わる人的警備に要する費用については、受託者の負担とするため、入札金額に当該費用を積算して入札すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 2 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者とする。
- (4) 次の制度が適用される者にあっては、この入札書提出期限の直近2年間（労働者災

害補償保険及び雇用保険については2保険年度)の保険料に滞納がないこと。

厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険、雇用保険

(5) 資格審査申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間に該当しない者であること。

(8) 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、労働者派遣法などの労働関係法令の違反で司法処分に付される等により、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障をきたすと判断される者でないこと。

(9) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。

(10) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

### 3 事前審査

入札に参加するにあたっては次の書類を提出し、事前審査を受けること。

(1) 提出書類

① 直近2年間分の労働保険料を納付したことが確認できる書類(分割納付が認められている者については、納付期限が到達しているものから直近2年間分)

(例) 領収印のある領収証書の写し、又は労働局労働保険徴収室又は労働基準監督署より交付を受けた納付証明書の写し

② 厚生年金保険料及び全国健康保険協会管掌健康保険の適用事業所(法人事務所や5人以上の従業員がいる個人事業所など)においては、直近2年間について保険料を納付したことが確認できる書類

(例) 領収印のある領収証書の写し、又は口座引き落としの場合は、年金事務所より交付を受けた納付証明書の写しなど

③ 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であることが確認できる書類

④ 役員(事実上経営に参画しているものを含む)が、暴力的組織(計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行う恐れがある組織)又はその構成員等と密接な

交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者等に該当しない旨の誓約書（別紙①-1「誓約書」、①-2「役員等名簿及び照会承諾書」）及び自己申告書（別紙①-3）

⑤紙入札により入札を行う場合には、別紙②「紙入札方式参加申請書」

（2）提出期限

令和8年2月16日（月）17時15分

（3）提出場所

〒860-8514 熊本市西区春日二丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階

熊本労働局総務部総務課会計第一係 西本（電話 096-211-1701）

（4）提出方法

①電子調達システムによる場合

本入札説明書3(1)①から④までの書類をスキャナ等で電子データ化したものを、電子調達システムにより送信すること。

②紙入札による場合

本入札説明書3(1)①から⑤までの書類を、持参又は郵送すること。なお、郵送の際は書留郵便等の配達記録が残るものとすること（郵便事故については、当局は一切補償しないので予め了承すること。）。

（5）その他

当該提出書類に関し、支出負担行為担当官から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

本件入札は、電子調達システムにより行う。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、別紙②「紙入札方式参加申請書」により令和8年2月16日（月）17時15分までに申し出を行った場合に限り、紙入札に替えることができる。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（1）電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和8年2月17日（火）10時30分

（期限内に電子調達システムに到達するよう送信することとし、別紙③-3「内訳書」をスキャナ等で電子データ化したもの添付すること。なお、電子調達システムでは、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到達しない場合があるので、時間に余裕をもって手続きを行うこと。）

（2）紙入札により入札を行う場合

① 入札書の受領期限（再度入札書を含む）

令和8年2月17日（火） 10時30分

② 入札書の提出場所

上記3（3）と同じ

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙③「入札書」の様式にて作成すること。別添③-3「入札内訳書」をホッチキス止めしておくこと。

直接に提出する場合は封筒に入れて封をし、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛）及び「[令和8年度 八代労働基準監督署ほか 11 施設の警備業務委託（機械警備）]の入札書在中」と朱書きすること。

郵便（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出する場合は、二重封筒で、表封筒に「[令和8年度 八代労働基準監督署ほか 11 施設の警備業務委託（機械警備）]の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

再度入札書及び再度入札内訳書については、別の封筒に入れ、封をし、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛）及び「[令和8年度 八代労働基準監督署ほか 11 施設の警備業務委託（機械警備）]の再度入札書在中」と朱書きすること。再度入札においては「入札書」は別紙③-2を、「入札内訳書」は別添③-4を使用すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

（3）代理人による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

各種証明の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時までに別紙④「委任状」の様式による代理委任状を提出しなければならない。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（4）入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者のした入札

② 委任状を持参しない代理人のした入札

③ 1者で2通以上の入札をしたもの

- ④ 記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ その他入札に関する条件に違反した入札
- ⑦ 上記 3 (1) ④の誓約書等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書等に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

#### (5) 入札の延期等

入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

### 5 開札

#### (1) 開札の日時及び場所

令和8年2月17日（火） 10時31分

〒860-8514 熊本市西区春日二丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階  
熊本労働局 小会議室

#### (2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

#### (3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

#### (4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再入札は、1回までとする。  
なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

### 6 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書3に従い書類・資料を提出し、本入札説明書2の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、または、その者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者またはその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に關係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知するものとする。

## 7 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

## 8 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書の提出等

電子契約で落札に至った事業者との契約は、格別の事情がない限り電子契約で行うこととし、令和8年4月1日付けで契約書を取り交わすものとする。ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかつた場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に電子署名又は記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。

また、熊本労働総合庁舎（熊本公共職業安定所）には、熊本障害者職業センターも入居していることから、三者契約とする。

- (3) 落札者は、令和8年3月6日（金）までに、署所ごとに設置警備機器の種類、設置箇所等を示した見取図を提出すること。

- (4) 疑義照会

仕様書等について疑義がある場合は、令和8年2月16日（月）17時15分までに

上記 3 (3) 宛に照会すること。

(5) 電子調達システムについての問い合わせ先

電子調達システムの障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)  
03-4332-7803 (IP 電話等を利用の場合)
- ・ ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記 3 (3) まで連絡すること。

(6) その他

契約書を除く入札書等の会計書類への押印は、令和 3 年 1 月 1 日以降、不要の扱いとしているが、その記載内容については担当者等から提出されるものも含め、事業者としての決定であることを確約するとともに、押印が省略された書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があることを了承すること。

## 誓 約 書

私 /  当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所  
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

## 役員等名簿及び照会承諾書

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本労働局が締結する契約等から暴力団等排除に関する誓約書に定める項目のいずれかに該当するか否かに  
関し、熊本県警察本部に照会することを承諾します。

## 自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかつたことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、労働者派遣法などの労働者保護法令の違反で司法処分に付される等により、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障をきたすと判断される者でないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

## 紙入札方式参加申請書

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用した入札に参加できないため、紙入札方式にて参加いたします。

記

1. 入札案件名

令和8年度八代労働基準監督署ほか11施設の警備業務委託

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

## 入札書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札件名 令和8年度八代労働基準監督署ほか11施設の警備業務委託

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

## 《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

## 入札書(再度入札)

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札件名 令和8年度八代労働基準監督署ほか11施設の警備業務委託

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

## 《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

## 委 任 状

今般、都合により ..... を代理人と定め

次の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

入札件名: 令和8年度八代労働基準監督署ほか11施設の警備業務委託

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名  
又は代理人氏名

支出負担行為担当官  
熊本労働局総務部長 殿

- ㊟ 代理人をもって入札するときは、必ず提出すること。

## 令和8年度 八代労働基準監督署ほか11施設の警備業務委託(機械警備)に係る内訳書

別紙③-3

警備対象施設	月額(税抜) 月額(税込)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	税抜合計 税込合計
八代監督署														①
菊池監督署														②
上益城出張所														③
八代安定所														④
菊池安定所														⑤
玉名安定所														⑥
宇城安定所														⑦
阿蘇安定所														⑧
水保安定所														⑨
人吉労働 総合庁舎	人吉監督署													⑩
	球磨安定所													⑪
天草労働 総合庁舎	天草監督署													⑫
	天草安定所													⑬
熊本労働総合庁舎(100%)		月額(税抜)												⑭
		月額(税込)												
熊本安定所(73%)														
障害者職業センター(27%)														

入札書記載額=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭= 円(税抜)

支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長 殿

名称又は商号

代表者氏名

## 令和8年度 八代労働基準監督署ほか11施設の警備業務委託(機械警備)に係る内訳書(再度入札用)

別紙③-4

警備対象施設	月額(税抜) 月額(税込)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	税抜合計 税込合計
八代監督署														①
菊池監督署														②
上益城出張所														③
八代安定所														④
菊池安定所														⑤
玉名安定所														⑥
宇城安定所														⑦
阿蘇安定所														⑧
水保安定所														⑨
人吉労働 総合庁舎	人吉監督署													⑩
	球磨安定所													⑪
天草労働 総合庁舎	天草監督署													⑫
	天草安定所													⑬

熊本労働総合庁舎(100%)	月額(税抜) 月額(税込)													⑭
熊本安定所(73%)														
障害者職業センター(27%)														

入札書記載額=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭= 円(税抜)

支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長 殿

名称又は商号

代表者氏名

## 庁舎機械警備仕様書

### 1 件名

令和8年度 八代労働基準監督署ほか11施設の機械警備業務委託

### 2 目的

警備対象施設に関わる火災、盗難、破壊その他を防止するとともに、不正、加害行為等を予防、発見、防止し、人命財産の保護及び風紀、規律の維持に努め、委託者の業務の円滑な運営に寄与し、その安全を保障する。

### 3 警備対象施設

別添1のとおり。

### 4 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 5 警備内容

防犯・火災監視を行うための異常感知装置、自動通報装置及び警備員による対応を組み合わせた機械警備システムにより、次の業務を行うこととする。

- (1) 不審者及び不法行為者の早期発見、通報及び被害拡大防止のための措置
- (2) 火災等の施設に係る異常の早期発見、通報及び被害拡大防止のための措置
- (3) 盗難の早期発見、阻止、通報及び被害拡大防止のための措置
- (4) 事故確知時における関係機関への連絡、通報
- (5) 警備機器類の正常作動確認、監視及び点検
- (6) 警備記録、事故報告書等の作成、提出及び保管
- (7) その他、警備に付随する事項について、両者協議のうえ決定した事項

### 6 警備の方法

- (1) 受託者は、警備対象施設に設置した警備装置により感知される異常の有無を、受託者の警備本部において自動的に表示する機械を設置し、機械警備を行う。
- (2) 受託者は、警備実施期間中、本部に管制担当員を配置し、本部装置により警備対象施設の異常の有無を常に監視するとともに、警備対象施設の付近に警備担当員を配置し、相互に連絡をとりつつ当該施設の安全を図るものとする。
- (3) 受託者は、前号に定める方法により、警備対象施設等に異常事態を感知

した場合は、警備業務関連の法律に定められた時間（25分）以内を限度とし、でき得る限り早急に現場へ警備担当員を派遣する。到着後異常事態の確認を行うとともに必要に応じ直ちに委託者及び、警察機関等関係各署に連絡し必要な処置をとる。

- (4) 委託者は、緊急連絡先（様式1）を定め書面にて受託者に通知するものとする。また緊急連絡先に変更があった場合は遅滞なく通知するものとする。
- (5) 委託者は、警備上必要な警備対象施設等の鍵を受託者に貸与するものとし、受託者は預り証（様式2）を発行し、責任をもってこれを保管する。なお、本契約が終了した場合は速やかに返却しなければならない。
- (6) 受託者は、警備装置の作動（開始・解除）に必要なキー（偽造・模倣防止のためICタイプのステック・カード類）を別添2のとおり委託者に提供すること。  
なお、キーについては委託者が受託者より購入し、委託者が所有権をもち扱うことを了承すること。万一紛失した場合は、受託者は当該キーの使用を中止できるものであること。また、委託者が新たにキーの提供を受けることを希望する場合、受託者は当該キーを使用可能な状態にし、速やかに委託者に提供すること（契約締結時の提供にかかるキー作成代は、受託者が負担するものとし、追加提供にかかる費用は委託者が負担する）。
- (7) 受託者の警備は、警備対象施設に設置した警備装置の警備開始信号を受けたときに開始し、警備解除信号を受けたときに終了する。
- (8) 警備対象施設の最終退庁者は、防火・防犯・設備その他の事故防止上必要な処理を行い、警備装置の確認ランプにより各警報機器が正常な状態であることを確認し、警備装置を操作し退庁するものとする。
- (9) 警備対象施設の最初の入庁者は、警備装置を操作し、警備解除の状態を確認し入庁するものとする。
- (10) 受託者は最終退庁者が警備装置の警備開始手続きを失念した場合にも対応できる警備体制をとること
- (11) 警備員は警備業法で定める法定教育を終了した受託者の正規職員とし、受託者指定の制服（警備員とわかるもの）・名札を着用するものとする。  
なお、警備員の装備は車両・警戒棒・懐中電灯・無線機など業務の履行にあたり通常考えられる備品を携行すること。
- (12) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することはできない。

## 7 警備装置等

- (1) 警備装置は、警備対象施設の保全に十分な設備を設置するものとする。
- (2) 前号により設置する警備装置は、次に掲げる要件を備えていなければならない。
  - ア 火災発生、又は火災発生のおそれのあるものを、的確かつ早期に発見する機能を有すること。
  - イ 窓、扉等の開閉等を感知し対象物の外部から侵入を的確かつ早期に発見する機能を有すること。
  - ウ 屋内に侵入したものを早期に的確に感知し、盗難及び不法行為を予防する機能を有すること。
  - エ 常時電話回線切断異常を検知できる断線監視機能を有すること。
  - オ 警備に使用する通信回線は、原則としてアナログ回線、I S D N回線のいずれかとし、その他の回線を使用する必要がある場合は両者協議して決定するものとする。

## 8 損害賠償

- (1) 庁舎警備に関し委託者が損害を被った場合、受託者は当該損害が受託者の責に帰すべき事由でないこと、または責任の範囲を立証した場合を除き損害の範囲で賠償責任を負うものとする。
- (2) 前項の賠償限度額は1事故につき、対人賠償、対物賠償合わせて10億円とする。

## 9 報告

- (1) 受託者は、警備開始・解除の時刻及び使用したキーナンバー等に関する記録を設置した警備装置ごとに毎月とりまとめて翌月10日までに書面にて、委託者へ報告するものとする。  
また、当該データは受託者において3年間保管し、委託者が提供を求めたときは、これに応じなければならない。
- (2) 事故が発生したときは、警備対象施設の管理者に速やかに報告するとともに、その詳細について報告書を提出する。

## 10 費用の負担区分

- (1) 本契約を遂行するにあたり必要とする警備装置の設置・撤去作業は受託者が行い、契約終了後は原状回復を行うものとする。その費用は受託者が負担するものとする。
- (2) 警備装置は受託者が準備し所有権は受託者に帰属する。

- (3) 警備装置が正常の機能を維持するため、受託者は適宜保守点検・部品の交換を行うものとする。その費用は受託者が負担するものとする。
- (4) 委託者の故意又は過失により警備装置が破損した場合の修理費用は、委託者が負担する。
- (5) 不法侵入者等犯罪行為を原因として警報装置が破損した場合の修理費用は、受託者が負担する。
- (6) 警備に使用するアナログ回線及びI S D N 通信回線は委託者が準備するものとし、かかる回線使用料も委託者が負担するものとする。ただし、アナログ回線、I S D N回線以外の回線を使用する場合の通信料は受託者が負担するものとする。
- (7) 警備に必要な電気については委託者が提供し、かかる電気料金は委託者が負担するものとする。
- (8) 別添2に従い契約締結時に提供する警備装置の作動（開始・解除）キー作成代については、受託者が負担するものとする。

## 1 1 年度末等の取扱い

機械設置は、現在取り付けている機械等の撤去（令和7年度受託者実施）後、原則として撤去当日に行うものとし、機械警備設置後、警備が可能な状態となるまでの期間については、定期的に巡回し、警備に万全を期するものとする。

なお、現在設置している機器をそのまま継続して使用し警備を行うことも認めるものとする。

契約終了時（令和9年3月31日）において、受託者は速やかに警備装置を撤去するものとする。ただし、次年度契約において受託者の変更がない場合は、既設の警備装置を撤去せず、継続して使用することを認めるものとする。

## 1 2 その他

- (1) 再委託については、契約書に記載のとおりとする。
- (2) 業務の遂行にあたり知り得た個人情報、若しくは委託者が秘密保持すべき対象として指定した情報等については、現に秘密を保持し、委託者の事前承認なくしてこれらを第三者に開示又は漏えいしてはならないこと。また、業務遂行後、これらの情報に係るデータを削除し、資料を返却すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は、委託者の定める庁舎管理規程、防火管理規程、その他関係規程を尊重し、委託者、受託者協議して定めるものとする。

## 緊急連絡先

1. 施設名
2. 所在地
3. 電話番号
4. 契約期間 令和8年 4月 1日 ~ 令和9年 3月31日
5. 緊急連絡先は下表のとおりとする。

緊急連絡先1(氏名)	電話番号
緊急連絡先2(氏名)	電話番号

殿

作成日 令和 年 月 日  
作成者 所属  
氏名

## 警備対象施設の鍵預かり証

警備対象施設名	
所在地	
鍵預かり数	本
〈留意点〉 1. 機械警備契約が終了した場合は、速やかに鍵および預り証を返却すること。 2. 無断で鍵を複製しないこと。	

上記について理解の上、預かりましたことを証明します。

殿

令和 年 月 日

業者名

代表者名

所在地

## 警備対象施設

	名称および所在地	構造・用途	備考
1	八代労働基準監督署	2階建	
	八代市大手町2-3-11	事務所	
2	菊池労働基準監督署	2階建	
	菊池市大琳寺236-4	事務所	
3	熊本公共職業安定所	4階建	各階通用口および最終通用口の合計 5ヶ所に警備装置(機械警備の開始・解除を作動させる機器)を設置すること。
	熊本市中央区大江6-1-38	事務所	
4	熊本公共職業安定所上益城出張所	2階建	
	上益城郡御船町辺田見395	事務所	
5	八代公共職業安定所	2階建	
	八代市清水町1-34	事務所	
6	菊池公共職業安定所	2階建	NTT西日本菊池ビルに入居
	菊池市隈府字南田771-1	事務所	
7	玉名公共職業安定所	2階建	
	玉名市中1334-2	事務所	
8	宇城公共職業安定所	2階建	
	宇城市松橋町松橋266	事務所	
9	水俣公共職業安定所	2階建	
	水俣市八幡町3-2-1	事務所	
10	阿蘇公共職業安定所	2階建	
	阿蘇市一の宮町宮地2318-3	事務所	
11	人吉労働総合庁舎(1階:球磨公共職業 安定所、2階:人吉労働基準監督署)	2階建	
	人吉市下薩摩瀬町1602-1	事務所	
12	天草労働総合庁舎(1階:天草公共職業 安定所、2階:天草労働基準監督署)	2階建	
	天草市丸尾町16-48	事務所	

## 警備装置の作動キー提供数

施設名	提供希望数
八代労働基準監督署	13枚(本)
菊池労働基準監督署	15枚(本)
熊本公共職業安定所	76枚(本)
熊本公共職業安定所上益城出張所	8枚(本)
八代公共職業安定所	17枚(本)
菊池公共職業安定所	23枚(本)
玉名公共職業安定所	20枚(本)
宇城公共職業安定所	12枚(本)
水俣公共職業安定所	9枚(本)
阿蘇公共職業安定所	16枚(本)
球磨公共職業安定所	10枚(本)
人吉労働基準監督署	8枚(本)
天草公共職業安定所	16枚(本)
天草労働基準監督署	8枚(本)

## 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長 (氏名) (以下「甲」という。) 及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本支部 契約担当役支部長 (氏名) (以下「乙」という。) と、(事業場名) (代表者職名) (代表者氏名) (以下「丙」という。) とは、甲及び乙の管理に属する別紙仕様書記載の契約対象物件の保全に関し、下記条項により契約を締結する。

### 記

#### (信義誠実の原則)

第1条 甲、乙及び丙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

#### (契約内容)

第2条 丙は、別添「仕様書」に基づき、業務を行い、甲及び乙は丙にその対価を支払うものとする。

#### (契約期間及び場所)

第3条 契約期間及び場所は次のとおりとする。

期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

場所 別添「仕様書」記載のとおり

#### (契約金額)

第4条 契約金額は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円 (うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇,〇〇〇円) とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

3 甲と乙の分担割合については、別表に定めるとおりとする。

#### (契約保証金)

第5条 この契約の保証金は、免除する。

#### (機器の所有)

- 第6条 丙が業務実施のため設置する機械、機器、その他の器具（以下警報機という）は、丙の所有に属する。警報機の種類、個数、設置場所は別添図面によるものとする。
- 2 丙は警報機器を円滑に運用できるよう適宜（機器に異常が発生した場合は即時）点検・整備を行うものとし、点検の都度その結果を甲又は乙に報告するものとする。
- 3 甲及び乙は、警報機器の取扱について過誤のないよう日常注意するとともに、警報機器について故障、または異常を発見した時は直ちに丙に通知するものとする。

#### (機器の移動)

- 第7条 甲及び乙は契約対象物件の増改築、模様替え、レイアウトもしくは用途変更をしようとするときは、その日から起算して15日前までに丙に通知するものとする。
- 2 契約対象物件の増、改、新築等により既設の警報機器の移動または変更等の必要を生じた場合は、事前に丙に通知するものとし、当該工事費は甲及び乙が負担する。また、甲乙丙協議により新たに警報機器の付加が必要と認められた場合も同様とし、これに伴い、業務委託料を改定することを得るものとする。

#### (監督)

- 第8条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に丙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

#### (検査)

- 第9条 丙は、全ての業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、立会いの上、検査を受けなければならない。
- 2 丙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
- 3 丙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

#### (契約代金の請求)

- 第10条 丙は、作業を適正に完了し検査を終了した際には、第4条の規定により請求書を作成し、翌月10日までに甲及び乙に提出しなければならない。
- 2 丙は前項の請求書を提出する際、作業内容、品名及び数量を明記した内訳書を添付し単価に数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額を請求する。

#### (契約金額の支払)

- 第11条 甲及び乙は、丙から前条の請求を受けたときは、その適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(契約代金の遅延利息)

- 第12条 甲及び乙は、前条に定める支払い期限内に契約金額の支払いが完了しない場合、期限到来日の翌日から支払を完了した日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、前項に定める期間に算入しない。
- 2 前項により計算した遅延利息が100円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(遅滞料)

- 第13条 甲及び乙は、丙が第3条の期限内に契約を履行できない場合において、履行期限の翌日から起算し、遅延日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(契約の解除等)

- 第14条 甲及び乙は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に丙は契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。
- 一 丙が正当な理由なくして本契約の全部または一部を履行しないとき。
  - 二 本契約について、丙またはその従業員に不正または不当の行為があったとき。
  - 三 丙の都合により、丙が甲及び乙に対して本契約の解除を請求し、甲及び乙がそれを承認したとき。
  - 四 丙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - 五 前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。

(損害賠償)

- 第15条 丙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲及び乙に損害を与えたときは、甲及び乙に対し、その損害を賠償するものとする。
- 2 丙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することが

できる。

- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。
- 4 第1項の賠償限度額は、1事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円とする。また、1事故により甲および乙が損害を被った場合、対人賠償、対物賠償の賠償限度額は、甲乙合計10億円とする。
- 5 丙が本契約に基づき業務を実施中に、第三者に対し損害を与えた場合には、甲及び乙は、第三者に対し、直接損害賠償の責に任ずるものとし、丙の責に帰すべき事由のあるときは、丙はその補償として客観的に承認された損害額証明に基づき、前項に定めた限度内の金額を甲及び乙に支払うものとする。
- 6 甲及び乙は第1項及び前項の事故による損害が発生した時は、その事故を知った日から14日以内に書面をもって事故による損害の発生を丙に通知しなければならない。

#### (危険負担)

第16条 天災その他不可抗力又は甲及び乙、丙いずれの責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、丙は当該契約を履行する義務を免れ、甲及び乙は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。この場合、丙は甲に対して、その旨遅滞なく通知するものとする。

- 2 甲は、相当な事由があるときは、丙に対して契約履行の停止を求めることができる。
- 3 前項の規定により、契約の履行が停止された場合の停止期間中の契約金額の支払いについては、甲乙丙で協議して定めるものとする。

#### (費用負担)

第17条 この契約書に別に定めるものを除き、丙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、丙の負担とする。

- 2 警報機器の補修または交換に要する費用は、その原因が甲又は乙の責に帰すべき事由によるときは、甲又は乙が負担するものとする。
- 3 警報機器の配線の自然消耗により、丙の業務提供に支障が生じた場合は、丙の費用負担で配線の補修または取替えを行うものとする。
- 4 甲又は乙の事由により本契約が中途終了した場合は、警報機器の撤去料は甲及び乙の負担とする。

#### (責任)

第18条 丙は下記事項については一切責任を負わないものとする。

- ① 天変地異、その他不可抗力により生じた一切の損害
- ② 警報機器が正常に作動したにもかかわらず、丙の責に帰すことのできない事由で通信

回線により送信が行われない状態にあったために生じた一切の損害。

③ 甲又は乙の責に帰すべき事由により、警報機器が正常に作動しなかったことにより生じた一切の損害。

#### (天災等)

第19条 丙は天災その他、丙の責に帰することができない事由により、業務を続行することができなくなった時は、その状況のやむまでの間業務の提供を停止し、業務提供に関する本契約上の義務を一切免れるものとする。この場合、丙は甲及び乙に対して、その旨遅滞なく通知するものとする。

2 甲及び乙は、相当な事由があるときは、丙に対して業務の停止を求めることができる。

3 前2項の規定により、業務の一部が停止されたときも甲及び乙は所定の業務委託料を支払うものとする。また、業務の全部が停止された場合の業務停止期間中の業務委託料については、甲乙丙協議して定めるものとする。

#### (再委託)

第20条 丙は業務の全部を第三者（丙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 丙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書（様式1）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 丙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託」という。）の行為について、甲及び乙に対しすべての責任を負うものとする。

4 丙は、業務の一部を再委託するときは、丙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

#### (再委託先の変更)

第21条 丙は、再委託先を変更する場合、当該再委託者が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (履行体制)

第22条 丙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 丙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変

更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

- 一 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみに変更の場合
  - 二 事業参加者の住所の変更のみの場合
  - 三 契約金額の変更のみの場合
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、丙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（権利義務の譲渡等）

第23条 丙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 丙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第24条 甲及び乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 丙又は丙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（丙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

- 2 丙は、本契約に関して、丙又は丙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第25条 丙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 丙又は丙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 丙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の100分の10に相当する額のほか、請負（契約）金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 二 当該刑の確定において、丙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 丙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 丙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第26条 丙が第23条又は第25条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、丙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、丙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第28条 甲は、丙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第29条 丙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 丙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下

請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第30条 丙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、丙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第31条 甲は、第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 丙は、甲が第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第32条 丙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第33条 丙は、丙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第34条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、丙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 丙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

- 二 丙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
  - 三 丙が、丙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第35条 第34条の規定により甲が契約を解除した場合、丙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならぬ。

- 2 丙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第36条 甲、乙及び丙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(個人情報保護)

第37条 丙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

- 2 丙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 丙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
- 4 丙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、丙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に丙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- 5 丙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
- 6 丙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(法令遵守)

第38条 請負業者は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、

契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

(契約不適合責任)

第39条 甲及び乙は、丙が本件契約の業務を終了した後において、目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと（以下、「契約不適合」という。）を知ったときは、丙に対して相当の期間を定めて催告し履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内に丙に通知することを要する。ただし、業務の終了時において丙がその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

3 丙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲及び乙は、契約不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、丙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の期間内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲及び乙が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲及び乙は、丙に対し、第1項の催告をすることなく、丙の負担において直ちに、又は対価の減額を請求することができる。

4 丙が負うべき契約不適合責任は、第9条の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第40条 この契約の履行に当たり、甲、乙及び丙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲、乙及び丙が協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第41条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第12条、第14条第2項、第15条、第25条、第26条、第29条、第31条、第36条、第40条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 熊本県熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 [氏名]

印

乙 熊本県合志市須屋2505-3

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本支部

契約担当役支部長 [氏名]

印

丙 [所在地]

[事業場名]

[代表者職名] [代表者氏名]

印

(様式 1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

代表者職氏名

### 再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

(様式 2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

代表者職氏名

### 再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

(別紙 1)

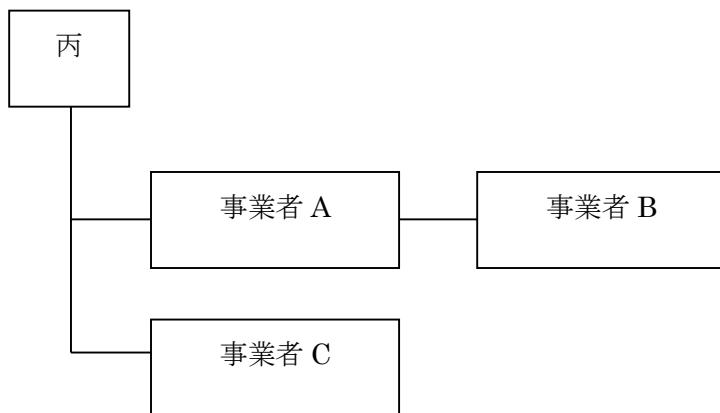
### 履行体制図

#### 【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（丙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

#### 【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	熊本市〇〇区…	〇〇円	
B			



(様式 3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

名称

代表者職氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

1 契約件名

2 変更の内容

3 変更後の体制図